

練馬区災害廃棄物処理計画 概要

1 総論

(1) 背景

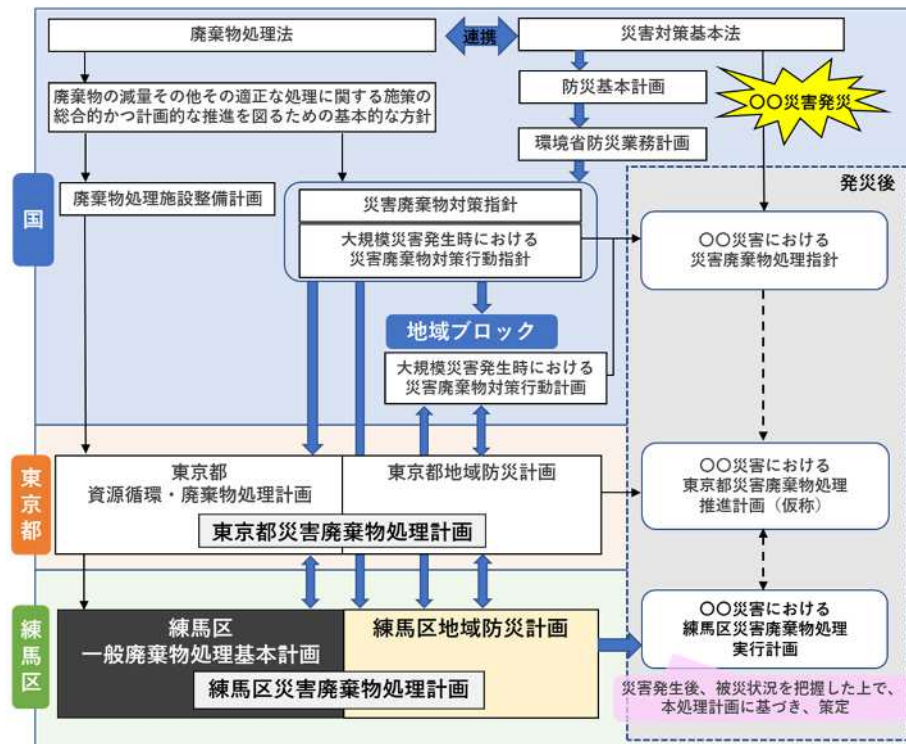
- 令和6年能登半島地震をはじめ、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。
- 国は、関係法令の改正による制度的な対応や、過去の災害から得られた知見を踏まえ、災害廃棄物対策指針を改定するなど、地方公共団体の災害対応力強化に取り組んでいる。
- 東京都は、首都直下地震の被害想定の見直しや近年風水害が増加していることを踏まえ、令和5年9月に東京都災害廃棄物処理計画を改定するなど、災害廃棄物への対応力強化に取り組んでいる。

(2) 目的

- 災害時には、被災家屋の片付けや損壊家屋の撤去等により発生する廃棄物に加え、避難拠点や家庭から排出される避難所ごみ等を同時に処理する必要がある。これらの処理が滞ると、区民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあり、その後の復旧・復興の妨げにもなる。
- 災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、国や東京都の動向も踏まえ、「練馬区災害廃棄物処理計画」（以下「区処理計画」という。）を策定する。

(3) 位置付け

- 国の指針を踏まえ、関連計画と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものであり、発災時に策定する実行計画の骨子となる。区処理計画と他の法律・計画等との関係は、つぎのとおり。



(4) 対象とする災害、廃棄物等

【対象とする災害】

- 自然災害のうち、地震・風水害
- ただし、風水害による被害は、地震と比較して限定的となることが想定されるため、主に地震災害時を想定した対応を記載

【対象とする廃棄物】

- 災害時に発生する廃棄物
主な廃棄物の種類は、つぎのとおり。

種類	概要
災害廃棄物	・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ） ・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物） ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・その他、災害に起因する廃棄物
避難所ごみ等	・避難拠点等で排出される生活ごみ ・被災した区民が排出する生活ごみ（通常生活で排出されるものは除く。）
生活ごみ、し尿	・家庭から排出される生活ごみ・し尿（仮設トイレからのし尿を含む。）
事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）

【災害廃棄物の発生量等】

- 災害廃棄物：最大約107万トン（多摩東部直下地震、冬・夕方、風速8m/秒の場合）
- これに加えて、避難所ごみ、生活ごみ等が発生

(5) 災害時に発生する廃棄物処理の基本方針

- 災害時においても、できる限り平常時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害時に発生する廃棄物処理の基本方針はつぎのとおりとする。

①計画的な対応・処理	②リサイクルの推進	③迅速な対応・処理
④環境に配慮した処理	⑤衛生的な処理	⑥安全の確保
⑦経済性に配慮した処理		

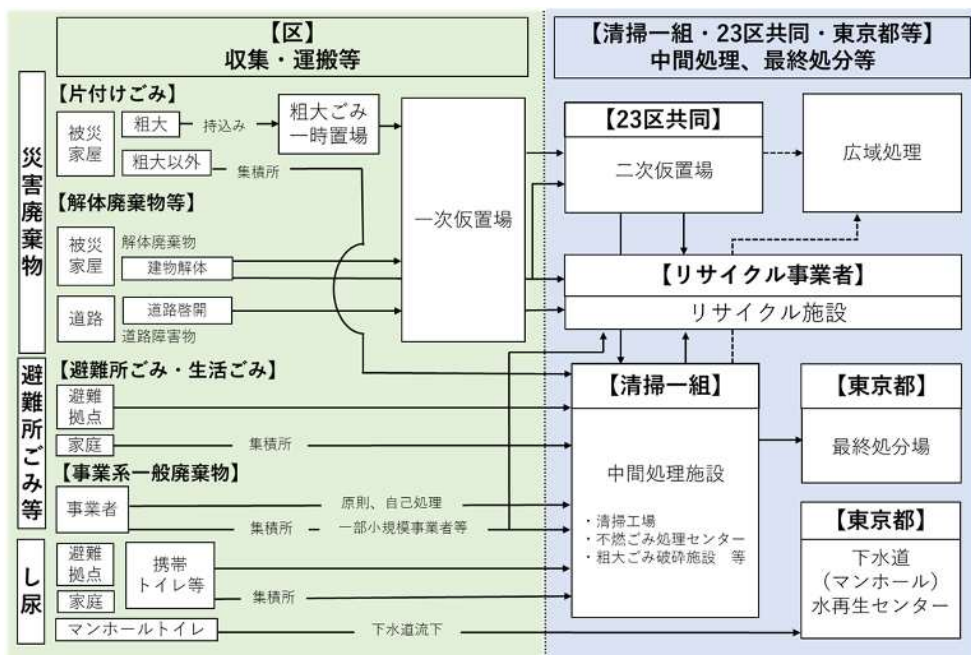
(6) 災害時に発生する廃棄物処理の目標期間

- 災害廃棄物：最長3年
- 避難所ごみ・生活ごみ：可燃ごみを最優先に収集を再開
不燃ごみ、粗大ごみ等は可能な限り速やかに体制を構築

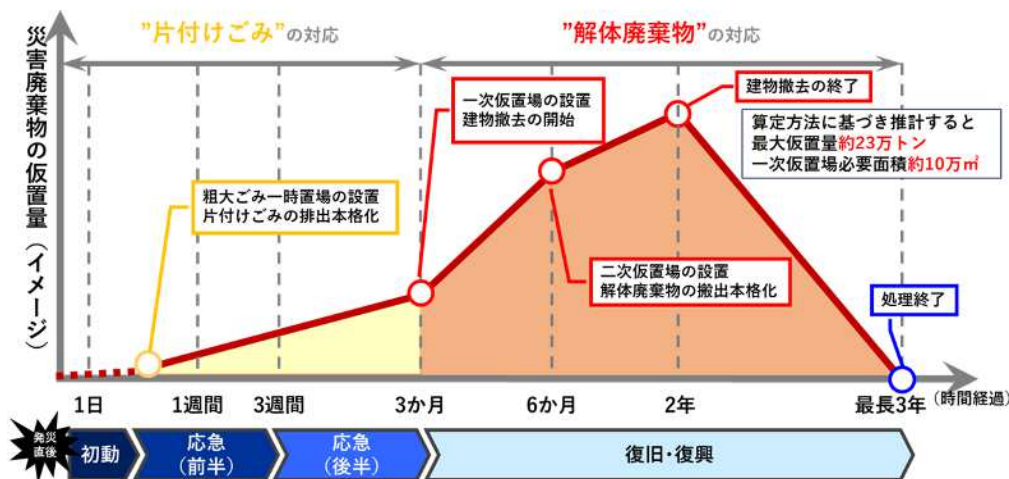
2 災害時に発生する廃棄物の処理

(1) 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

- 災害時に発生する廃棄物の処理の流れは、つぎのとおり。



- 災害時に大量に発生する片付けごみ・解体廃棄物は、仮置き・分別保管することで効率的に処理を行う。仮置量の推移イメージはつぎのとおり。



(2) 災害時に発生する廃棄物への対応

【災害廃棄物】

- 片付けごみ・解体廃棄物等の災害廃棄物は、通常のごみ処理とは異なる対応が必要となる。処理の準備が整うまでの間、粗大ごみ一時置場・一次仮置場を設置し、保管する。
- 片付けごみのうち、粗大ごみについては、粗大ごみ一時置場で持込みを受け入れる。粗大ごみ一時置場への持込みが困難な場合や粗大ごみ以外の片付けごみに対応するため、可能な限り速やかに通常時の排出方法での収集・運搬体制を構築し、適正に処理する。
- 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が実施するが、全壊等一定の要件を満たす場合は、所有者からの申請に基づき、区が行う。解体廃棄物は、可能な限り分別をした状態で一次仮置場に搬入し、その後、二次仮置場への搬出等を経て、資源化、適正処理等を行う。
- 道路啓開作業等により発生する道路障害物は、一次仮置場へ搬入後、処理施設等で適正に処理する。

【避難所ごみ・生活ごみ】

- 避難所ごみ・生活ごみには、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）が多く含まれるため、生活環境の保全上、早急に処理する必要がある。
- 発災時は、車両・人員の確保状況・道路の被害状況等に応じて、可燃ごみを最優先に収集を実施する。
- 避難所ごみについては、避難拠点等の開設状況、被害状況等を確認の上、適切な収集・運搬体制を構築する。

【事業系一般廃棄物】

- 原則として排出事業者の責任において処理されるが、一般廃棄物収集運搬業者に委託して清掃工場等へ搬入される。一方、小規模事業者については、区が収集・運搬を行う。
- 平常時と同様の処理が困難な場合には、必要に応じて、排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請する。

【し尿】

- 上下水道の機能に支障が生じた場合等に使用する携帯トイレ・簡易トイレは、公衆衛生・生活環境の悪化等、区民生活に影響を及ぼすことがないように、速やかに収集・運搬、処理体制を構築し、対応する。

3 組織体制、関係主体との連携・協力

- 発災時は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都等と連携・協力するとともに、庁内関係各課と連携して廃棄物処理を推進する。東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえ、4つのグループでの体制を構築する。

グループ	主な役割
総務	災害時に発生する廃棄物処理事業の全体の総括、各主体との調整、予算管理・国庫補助申請 等
資源管理	粗大ごみ一時置場・一次仮置場の確保・設置・運営、資機材の管理・確保 等
処理	災害時に発生する廃棄物の収集・運搬、処理・処分等に係る業務、環境指導 等
支援	支援の受入管理・配置 等

- 発災時は、各種協定に基づき、関係主体と連携・協力し対応に当たる。また、平常時から合同で訓練を実施するなど、災害対応力の向上のための取組を進める。